

奈良県告示第三百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

令和五年一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（令和四年十二月十二日現在の地番による。）
大和郡山市筒井町一四八八番の一部、一四九七番九の一部、一五二二番一の一部、一五一三番五の一部及び一五一三番六
- 二 申請者氏名 田和明
- 三 申請者住所 奈良市山陵町八八四番地
- 四 道路の幅員 四・五〇メートル
- 五 道路の延長 二九・四九メートル
- 六 指定年月日 令和四年十二月二十三日
- 七 指定番号 郡土第R〇四一一号